

財産の取得について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 8 月 4 日

安芸高田市長 藤本 悦志

財産の取得について

安芸高田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 16 年安芸高田市条例第 216 号)第 3 条の規定により、次のとおり物品売買契約を締結することについて、議会の議決を求める。

- | | |
|-----------|---|
| 1. 契約の目的 | 安芸高田市児童生徒用 1 人 1 台端末購入 |
| 2. 契約の方法 | 随意契約 |
| 3. 契約の金額 | 110,464,475 円 |
| 4. 契約の相手方 | 住 所 広島県広島市中区袋町 4 番 25 号
氏 名 株式会社大塚商会広島支店
代表者 支店長 真子 健 |